

高齢者医療確保法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

(A) 誤り (高齢者医療確保法)

出題傾向: 択一式: ○ 選択式: ☆

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	—	③	②	⑤

【問題】

後期高齢者医療は、高齢者の疾病又は負傷に関して必要な給付を行うものとしており、死亡に関しては給付を行わない。

【解答】誤り



死亡に関しても、必要な給付を行うので誤りです。

高齢者医療確保法 47 条(後期高齢者医療)

後期高齢者医療は、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

(B) 誤り (高齢者医療確保法)

【問題】

保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、5年ごとに、5年を1期として、特定健康診査等の実施に関する計画を定めるものとされている。

【解答】誤り(平成29年時は正解)



平成30年4月法改正により誤り。

～平成30年3月	平成30年4月～
5年ごとに、5年を1期	6年ごとに、6年を1期として

合わせて、保険者の要件の改正

～平成30年3月	平成30年4月～
保険者	保険者(国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに <u>行う国民健康保険にあっては、市町村。</u>)

高齢者医療確保法18条(特定健康診査等基本指針)

厚生労働大臣は、**特定健康診査**及び**特定保健指導**の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針(「特定健康診査等基本指針」)を定めるものとする。

特定健康診査	糖尿病その他の政令で定める 生活習慣病 に関する 健康診査
特定保健指導	特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものを行う 保健指導



高齢者医療確保法19条(特定健康診査等実施計画)

保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、6年ごとに、6年を1期として、特定健康診査等の実施に関する計画(以下「特定健康診査等実施計画」という。)を定めるものとする。

国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う。
国民健康保険(以下「国民健康保険」という。)にあっては、市町村。

設問は、医療費適正化のために、生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査等)に対する基本方針と実施計画の内容です。

下記が流れです。

厚生労働大臣が、特定健康診査等基本方針を定める。



保険者が、特定健康診査等基本方針に即して、6年ごとに6年を1期として、特定健康診査等実施計画を策定する。

(C)誤り (高齢者医療確保法)

【問題】

高齢者医療確保法における保険者には、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村(特別区を含む。以下本問において同じ。)、国民健康保険組合のほか、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団も含まれる。

【解答】誤り(平成29年時は正解)



平成30年法改正:保険者に都道府県が加わっています。

高齢者医療確保法 7 条(定義)

①この法律において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- 一 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- 二 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- 三 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
- 四 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- 五 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
- 六 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)

②この法律において「保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

(D) 正解 (高齢者医療確保法)

【問題】

後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療の事務(保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。)を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入して設けられる。

【解答】正解



広域連合(後期高齢者医療広域連合)の定義に関する問題です。

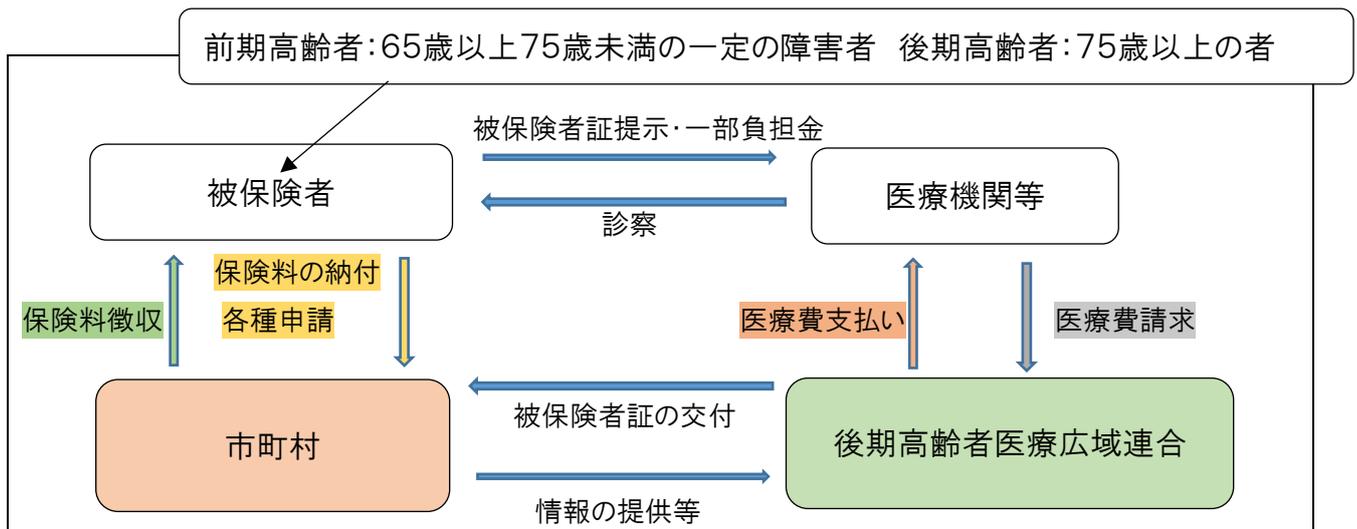
後期高齢者医療広域連合は、各都道府県に **1 団体、計 47 団体** 設立されています。各都道府県に事務所を設け、医療給付等の事務を行っています。

高齢者医療確保法 48 条(広域連合の設立)

市町村は、後期高齢者医療の事務(保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。)を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合(以下「**後期高齢者医療広域連合**」という。)を設けるものとする。

(具体的な事務)

窓口	内容
後期高齢者医療広域連合	<u>保険料の決定</u> 、医療給付の事務、被保険者証等の交付
市町村	届出等の受理、被保険者証の引き渡し、 <u>保険料の徴収事務</u>



(E)正解 (高齢者医療確保法)

【問題】

市町村は、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、その一般会計において、負担対象額の一部を負担している。

【解答】正解



高齢者医療確保法 98 条(市町村の一般会計における負担)

市町村は、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、その一般会計において、負担対象額の12分の1に相当する額を負担する。

後期高齢者医療制度における財源構成に関する問題です。

(具体例) ○○県後期高齢者医療広域連合 財務構成

公費(50%)			保険料(50%)	
国 4/12	都道府県 1/12	市町村 1/12	保険料 (1割)	後期高齢者交付金 (4割)

